

## 第3章 成行き調査

この章では、少年院出院者の立ち直りの状況を把握するために、少年院出院者の出院後約4年間に於ける再入院等の状況について調査した結果を概観するとともに、少年院出院者の立ち直りと関連する要因について分析した結果を紹介する。

### 第1節 調査の概要

#### 1 調査対象者

平成25年1月から同年3月までの間に全国の少年院を仮退院により出院した者869人のうち、疾病や障害等により調査票への回答が困難である者を除いて、調査が可能であり、調査に同意した者806人を対象とした。

#### 2 調査方法

##### (1) 出院時状況調査

調査対象者が少年院を出院するまでのおおむね1か月の間に、少年院において、自記式の質問紙による調査を実施した。その際、調査への参加は任意であること、調査への回答が今後の処遇に影響を与えたり、個人の回答が特定されることはないことを書面で明示した上で、質問紙への回答を求めた。

併せて、調査対象者の性別、年齢、非行歴等について、少年院の把握している情報に基づき調査した。

##### (2) 成行き調査

調査対象者が少年院を出院してから平成28年12月31日までの間の、少年院への再入院の有無及び受刑者としての刑事施設への入所（以下「刑事施設入所」とする。）の有無を調査した。

非行・犯罪からの離脱の指標には様々なものが考えられるが、今回指標とした「再入院・刑事施設入所がないこと」は、当然ながら「非行・犯罪から離脱していること」と同義ではなく、「再入院・刑事施設入所なし」とされた者の中にも、追跡期間中に再非行・再犯に及んでいるが発覚していない者や、再非行により少年院送致以外の保護処分を受けた者、再犯により実刑以

外の刑事処分（起訴猶予，罰金刑，執行猶予付きの自由刑等）を受けた者も含まれ得る。しかしながら，例えば発覚していない再非行・再犯について正確に把握することは不可能であることから，データの正確性を担保するためには，「一定の処分を受けたこと」を指標とすることが妥当である。ここで，調査対象者はいずれも少年院送致処分を受けた者であるため，出院後に再度同程度の処分を受けたかという観点から，再入院の有無が一定の基準となると考えられることから，再入院の有無を調査することとした。加えて，出院後に一定期間が経過し出院者が成人年齢に達してからの成行きを把握することを目的として，少年院送致処分と同じく矯正施設への収容を伴う処分の有無という観点から刑事施設入所の有無を調査し，「再入院又は刑事施設入所がないこと」を非行・犯罪からの離脱の一つの指標としている。

## 第2節 調査の結果

### 1 調査対象者の特徴

#### (1) 属性

調査対象者の性別は，男子727人（90.2%），女子79人（9.8%）であった。

年齢は，3-2-1-1表のとおりである。出院時の年齢は，14歳から21歳で，平均年齢は17.7歳であった。年齢層別では，年少少年（15歳以下）が12.2%，中間少年（16歳・17歳）が35.0%，年長少年（18歳以上）が52.9%であった。

成行き調査時点（平成28年12月31日現在）での年齢は，18歳から25歳で，平均年齢は21.5歳であった。

3-2-1-1表

年齢別人員

年 齢	出 院 時	成行き調査時
総 数	806 (100.0)	806 (100.0)
14 歳	8 (1.0)	—
15 歳	90 (11.2)	—
16 歳	132 (16.4)	—
17 歳	150 (18.6)	—
18 歳	145 (18.0)	14 (1.7)
19 歳	137 (17.0)	97 (12.0)
20 歳	134 (16.6)	137 (17.0)
21 歳	10 (1.2)	146 (18.1)
22 歳	—	148 (18.4)
23 歳	—	139 (17.2)
24 歳	—	118 (14.6)
25 歳	—	7 (0.9)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「成行き調査時」は，平成28年12月31日現在の年齢である。  
 3 ( ) 内は，総数に対する構成比である。

(2) 本件非行名及び非行歴

調査対象者の本件非行名（平成25年1月から同年3月までに出院した少年院に係る少年院送致決定の非行名をいう。以下この章において同じ。）は、3-2-1-2表のとおりである。窃盗が全体の35.7%を占めて最も多く、次いで傷害が多かった。

3-2-1-2表

本件非行名別人員

本 件 非 行 名	人 員
総 数	806 (100.0)
刑 法 犯	681 (84.5)
公 務 執 行 妨 害	4 (0.5)
放 火	13 (1.6)
住 居 侵 入	6 (0.7)
強 制 わ い せ つ	17 (2.1)
強 姦	27 (3.3)
殺 人	3 (0.4)
傷 害	168 (20.8)
暴 行	9 (1.1)
脅 迫	3 (0.4)
窃 盗	288 (35.7)
強 盗	51 (6.3)
詐 欺	22 (2.7)
恐 喝	30 (3.7)
暴 力 行 為 等 処 罰 法	8 (1.0)
危 険 運 転 致 死 傷	1 (0.1)
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷	10 (1.2)
そ の 他	21 (2.6)
特 別 法 犯	94 (11.7)
売 春 防 止 法	1 (0.1)
覚 せ い 剤 取 締 法	19 (2.4)
道 路 交 通 法	61 (7.6)
毒 劇 法	2 (0.2)
そ の 他	11 (1.4)
ぐ 犯	31 (3.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 平成25年1月から同年3月までに出院した少年院に係る少年院送致決定の非行名による。  
 3 ( )内は、構成比である。

調査対象者の少年鑑別所入所回数は、1回が350人（43.4%）で最も多く、2回が281人（34.9%）、3回が122人（15.1%）、4回が29人（3.6%）、5回以上が24人（3.0%）であった。

今回の少年院入院時点での保護観察歴を見ると、保護観察歴なしが362人（44.9%）、1回が362人（44.9%）、2回が73人（9.1%）、3回以上が9人（1.1%）であった。

少年院送致歴を見ると、今回が初めての少年院送致である者（少年院送致歴なし）が680人（84.4%）と大半を占め、今回以前にも少年院送致歴のある者は126人（15.6%）であった。少年院送致歴がある者の内訳を見ると、少年院送致歴1回が105人（13.0%）、2回が20人（2.5%）、3回以上が1人（0.1%）であった。

初発非行の時期を見ると、中学入学以前が368人（46.2%）、中学入学以降が428人（53.8%）であった（初発非行の時期が不詳の10人を除く。）。

### （3） 少年院在院時の状況

調査対象者を処遇区分（旧少年院法（昭和23年法律第169号）に基づく処遇区分による。以下この章において同じ。）別に見ると、短期処遇（一般短期処遇及び特修短期処遇）が203人（25.2%）、長期処遇が603人（74.8%）であった。

在院期間を見ると、6月以下の者が200人（24.8%）、6月を超え12月以下の者が281人（34.9%）、12月を超える者が325人（40.3%）であった。

少年院在院中の賞の有無を見ると、賞なしの者が279人（34.6%）、賞ありの者が527人（65.4%）であった。懲戒の有無を見ると、懲戒なしの者が554人（68.7%）、懲戒ありの者が252人（31.3%）であった。

### （4） 少年院出院時の状況

調査対象者の出院時の引受人は、実父母が180人（22.3%）、実父が152人（18.9%）、実母が347人（43.1%）、その他（実父義母、義父実母、更生保護施設等を含む。）が127人（15.8%）であった。

出院後の生活について尋ねた質問への回答を見ると、「家族とうまく生活していくこと」が「まったく不安ではない」と回答した者は222人（30.1%）、「あまり不安ではない」と回答した者は184人（25.0%）、「やや不安」と回答した者は209人（28.4%）、「とても不安」と回答した者は122人（16.6%）であった。「まったく不安ではない」と「あまり不安ではない」を合わせた「不安なし」の者が406人（55.1%）、「やや不安」と「とても不安」を合わせた「不安あり」

の者が331人（44.9%）であった（無回答の69人を除く。）。

出院後の生活について「再非行をしてしまうこと」が「まったく不安ではない」と回答した者は212人（28.7%）、「あまり不安ではない」と回答した者は214人（29.0%）、「やや不安」と回答した者は175人（23.7%）、「とても不安」と回答した者は137人（18.6%）であった。「まったく不安ではない」と「あまり不安ではない」を合わせた「不安なし」の者が426人（57.7%）、「やや不安」と「とても不安」を合わせた「不安あり」の者が312人（42.3%）であった（無回答の68人を除く。）。

## 2 再入院等の状況

### (1) 再入院等の有無

調査対象者が少年院を出院してから平成28年12月31日までの約4年間の、少年院への再入院及び刑事施設入所の有無は3-2-2-1図のとおりである。なお、少年院を出院してからの追跡期間は、46か月が269人（33.4%）、47か月が277人（34.4%）、48か月が260人（32.3%）であった。

3-2-2-1図 再入院等状況別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。

再入院等（再入院又は刑事施設入所をいう。以下同じ。）の有無では、再入院等なしが647人（80.3%）であった。再入院等した者の詳細を見ると、「再入院のみあり」が120人（14.9%）、「再入院及び刑事施設入所あり」が7人（0.9%）、「刑事施設入所のみあり」が32人（4.0%）であった。

再入院のあった者（「再入院のみあり」と「再入院及び刑事施設入所あり」の合計）127人について、追跡期間中の再入院の回数を見ると、1回が113人、2回が14人であった。再入院時の年齢（複数回の再入院がある者については、1回目の再入院時の年齢を計上している。）は、15歳から19歳であり、平均年齢は17.7歳であった。

刑事施設入所のあった者（「刑事施設入所のみあり」と「再入院及び刑事施設入所あり」の合

計) 39人について、追跡期間中の刑事施設入所の回数を見ると、1回が37人、2回が2人であった。刑事施設入所時の年齢（複数回の刑事施設入所がある者については、1回目の刑事施設入所時の年齢を計上している。）は、19歳から23歳であり、平均年齢は21.4歳であった。

## (2) 再入院等までの期間

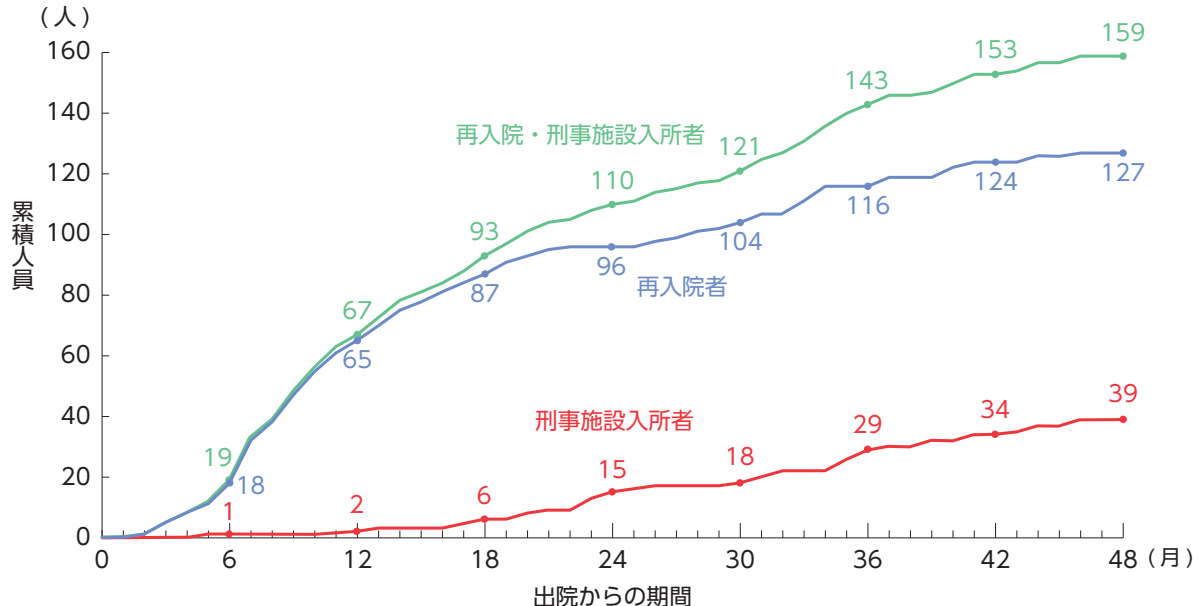
3-2-2-2図は、調査対象者のうち、再入院等した者について、出院からの期間の経過に伴う再入院等した者の累積人員の推移を見たものである。

再入院等した者の累積人員は、出院から6か月経過した頃から12か月経過した頃までの間に急激に増加し、それ以降も増加を続けている。

再入院者の累積人員は、出院から6か月経過した頃から12か月経過した頃までの間に急激に増加し、それ以降も徐々に増加してはいるものの、出院から18か月経過した頃からは増加の幅は小さくなっている。

一方、刑事施設入所者の累積人員は、追跡期間を通してわずかずつ増加している。

3-2-2-2図 再入院者等の累積人員



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「再入院・刑事施設入所者」は、再入院又は刑事施設入所した者をいう。

再入院のあった者について、出院から再入院までの期間（複数回の再入院がある者については、1回目の再入院までの期間を計上している。）を見ると、最も短い者で2か月、最も長い者で46か月であり、平均は16.4か月であった。再入院した者127人のうち、出院後6か月以内に再入院した者の割合は14.2%であるが、12か月以内に再入院した者の割合は51.2%と半数を超え、18か月以内に再入院した者の割合は68.5%、24か月以内に再入院した者の割合は75.6%と、再入院した者の4分の3を占めている。

刑事施設入所のあった者について、出院から刑事施設入所までの期間（複数回の刑事施設入所がある者については、1回目の刑事施設入所までの期間を計上している。）を見ると、最も短い者で5か月、最も長い者で46か月であり、平均は29.7か月であった。刑事施設入所した者39人のうち、出院後12か月以内に入所した者の割合は5.1%、24か月以内に入所した者の割合は38.5%、36か月以内に入所した者の割合は74.4%であった。

再入院等した者について、出院から再入院等までの期間（複数回の再入院がある者、複数回の刑事施設入所がある者、並びに再入院及び刑事施設入所がある者については、最初の再入院又は刑事施設入所までの期間を計上している。）を見ると、最も短い者で2か月、最も長い者で46か月であり、平均は18.7か月であった。再入院等した者159人のうち、出院後6か月以内に再入院等した者の割合は11.9%であるが、12か月以内に再入院等した者の割合は42.1%、18か月以内に再入院等した者の割合は58.5%と半数を超え、24か月以内に再入院等した者の割合は69.2%と再入院等した者の7割を占めている。

### 3 属性等別の再入院等の状況

この項では、調査対象者の再入院等の状況を、調査対象者の属性、本件非行名、非行歴、少年院在院時の状況、少年院出院時の状況ごとに見た結果を示す。

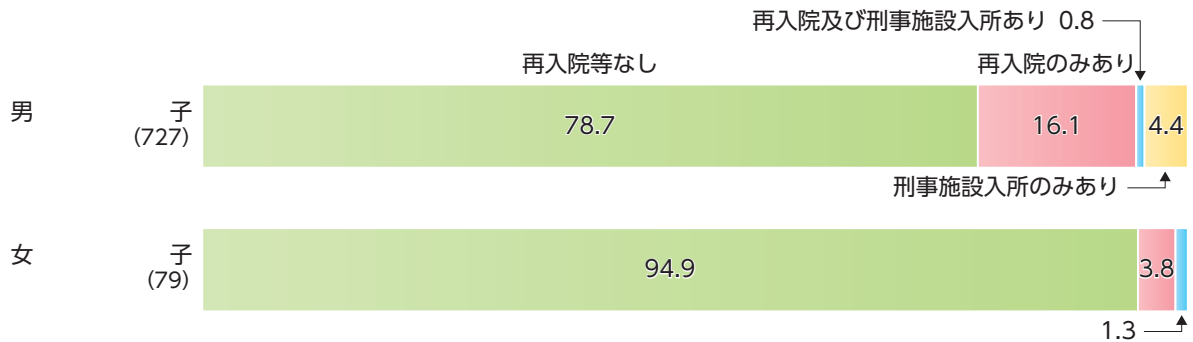


## (1) 属性等別の再入院等の有無

### ア 属性別

男女別の再入院等の有無は、3-2-3-1図のとおりである。女子では、再入院等なしが9割を超えているのに対し、男子では、8割に満たなかった。

3-2-3-1図 再入院等状況別構成比（男女別）

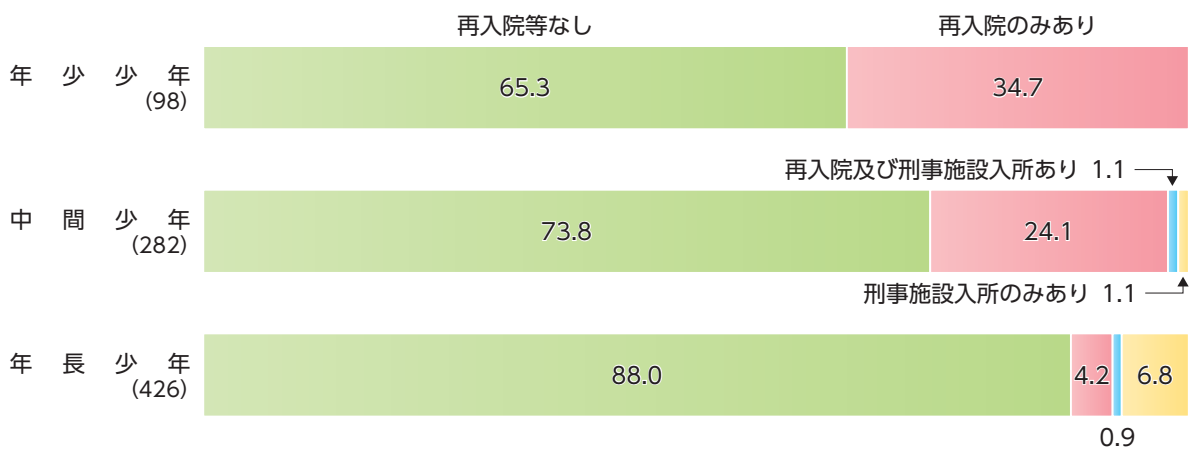


注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。

出院時年齢層別の再入院等の有無は、3-2-3-2図のとおりである。年齢層が上がるほど再入院等なしの割合が上昇しており、年長少年（18歳以上）では再入院等なしが9割近かったが、中間少年（16歳・17歳）では7割を超える程度であり、年少少年（15歳以下）では、6割台であった。

一方、刑事施設入所ありの者の割合は、年齢層が上がるほど上昇している。

3-2-3-2図 再入院等状況別構成比（出院時年齢層別）

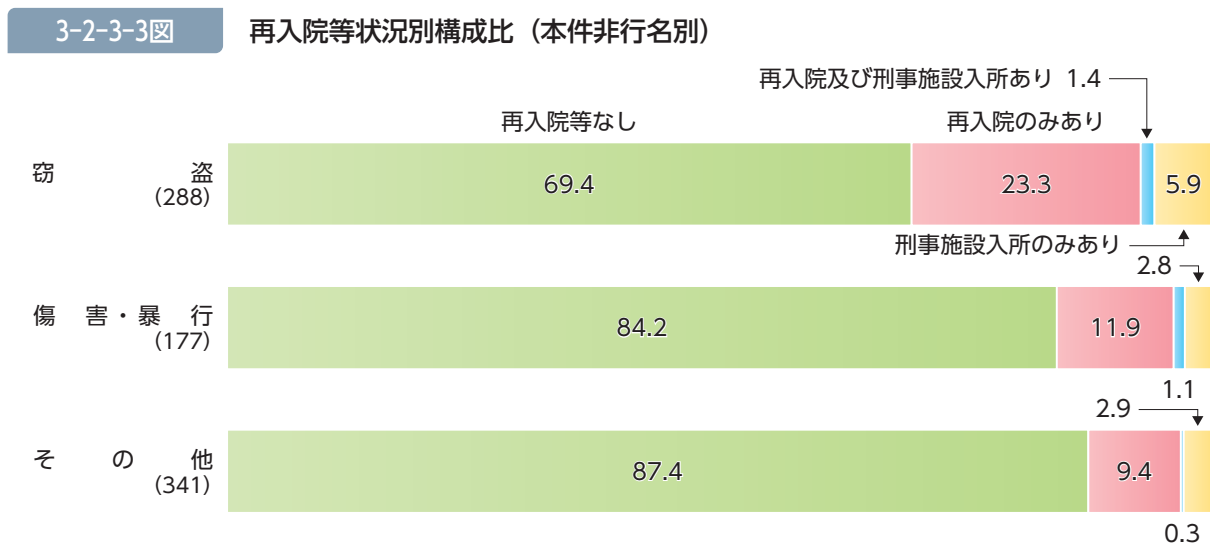


注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。



### イ 本件非行名, 非行歴別

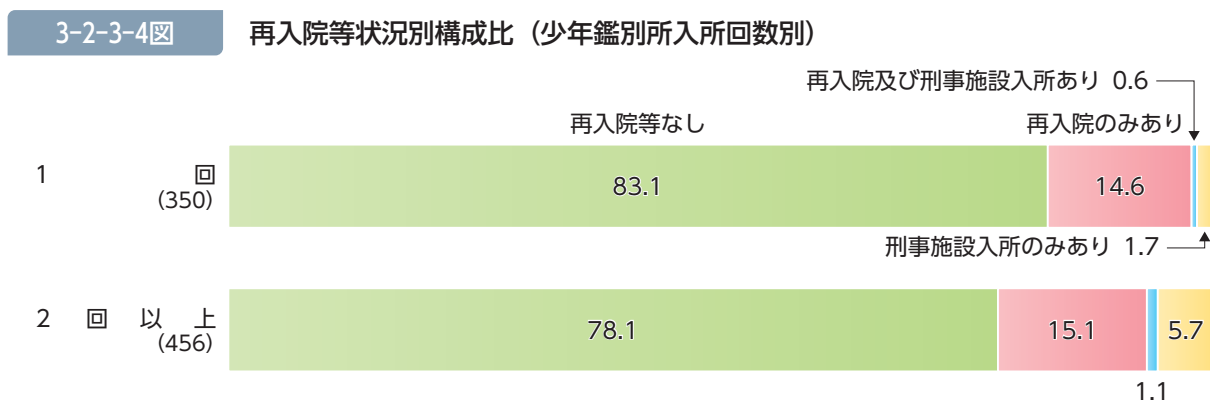
本件非行名別の再入院等の有無は、3-2-3-3図のとおりである。傷害・暴行及びその他では、再入院等なしが8割を超えているのに対し、窃盗では、約7割であった。



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 本件非行名は、平成25年1月から同年3月までに出院した少年院に係る少年院送致決定の非行名による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

少年鑑別所入所回数別の再入院等の有無は、3-2-3-4図のとおりである。少年鑑別所入所回数が1回の者では、再入院等なしが8割を超えているのに対し、2回以上の者は8割に満たなかった。

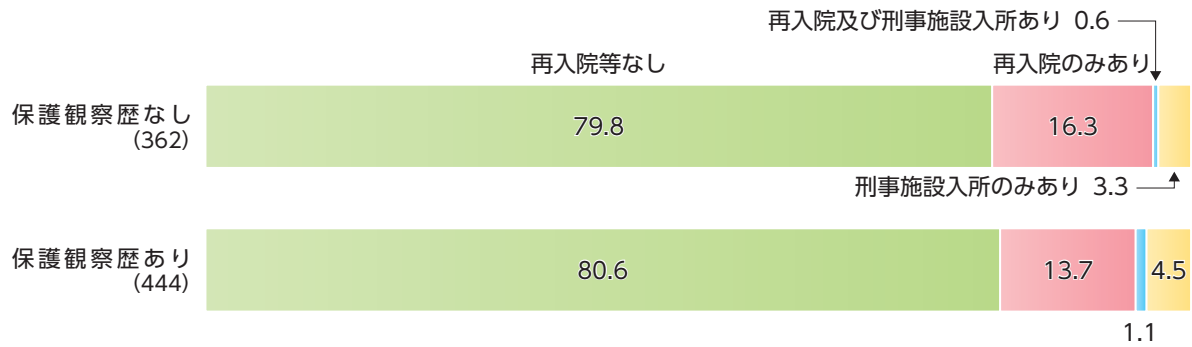
また、少年鑑別所入所回数が2回以上の者では、1回の者と比べて刑事施設入所ありの者の割合が高かった。



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( ) 内は、実人員である。

保護観察歴別の再入院等の有無は、3-2-3-5図のとおりである。保護観察歴なしの者、ありの者共に、再入院等なしが約8割であった。

3-2-3-5図 再入院等状況別構成比（保護観察歴別）

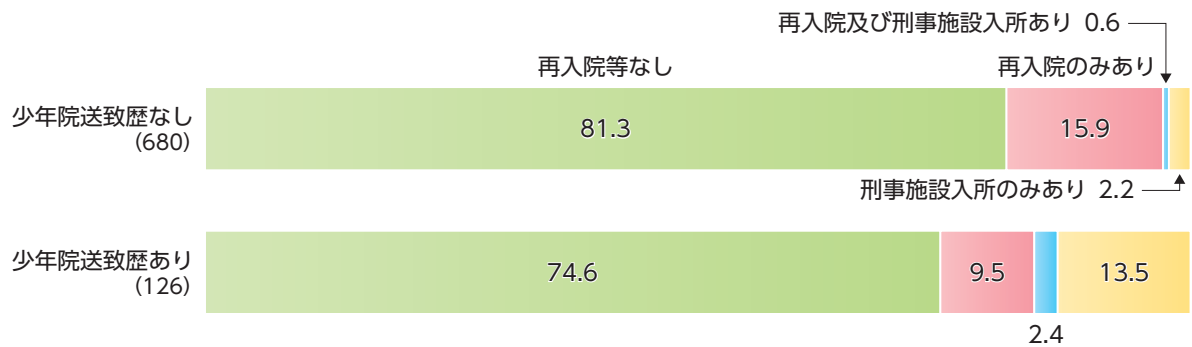


注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( )内は、実人員である。

少年院送致歴別の再入院等の有無は、3-2-3-6図のとおりである。少年院送致歴なしの者では、再入院等なしが約8割であるのに対し、少年院送致歴ありの者では、8割に満たなかった。

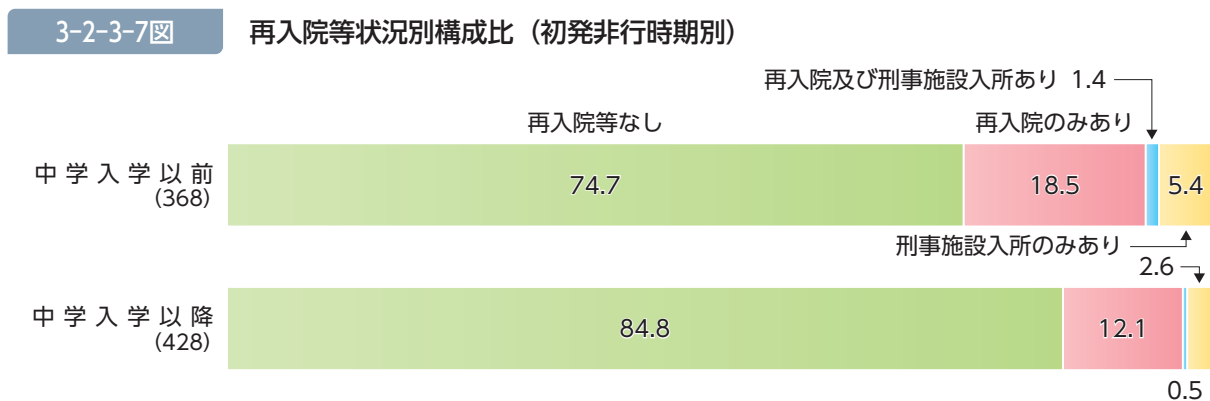
また、少年院送致歴ありの者では、刑事施設入所した者の割合が少年院送致歴なしの者と比べて高かった。

3-2-3-6図 再入院等状況別構成比（少年院送致歴別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( )内は、実人員である。

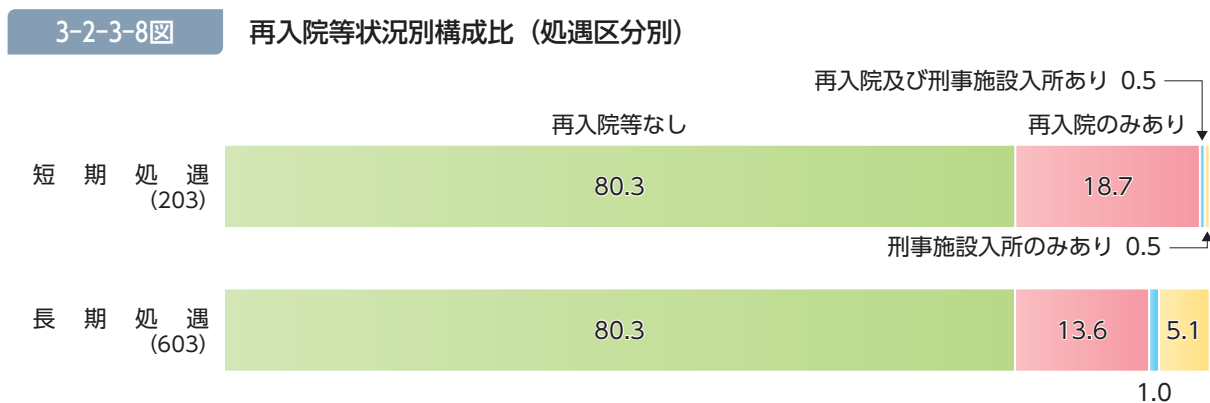
初発非行時期別の再入院等の有無は、3-2-3-7図のとおりである。初発非行が中学入学以降の者では、再入院等なしが8割を超えているのに対し、中学入学以前の者では、8割に満たなかった。



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( ) 内は、実人員である。

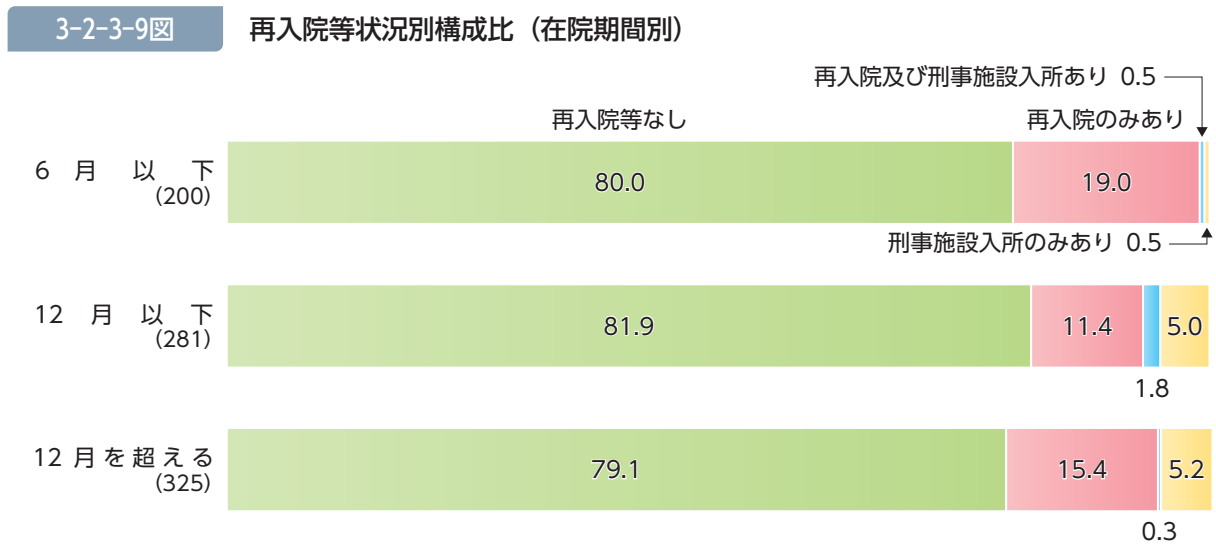
### ウ 少年院在院時の状況別

処遇区分別の再入院等の有無は、3-2-3-8図のとおりである。短期処遇、長期処遇共に、再入院等なしが約8割であった。長期処遇では、短期処遇と比べて刑事施設入所の者の割合が高かった。



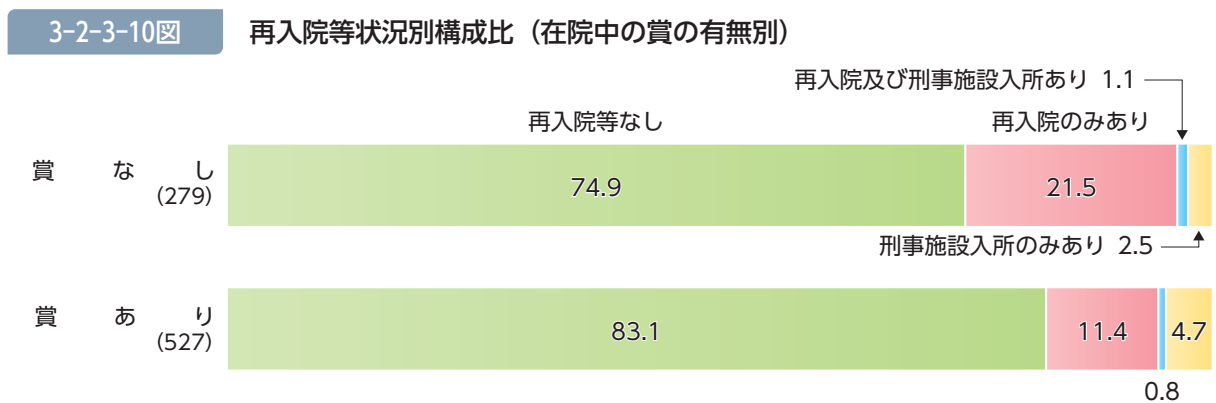
注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「処遇区分」は、旧少年院法（昭和23年法律第169号）に基づく処遇区分により、「短期処遇」は、一般短期処遇及び特修短期処遇をいう。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

在院期間別の再入院等の有無は、3-2-3-9図のとおりである。在院期間の別にかかわらず、再入院等なしが約8割であった。



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( )内は、実人員である。

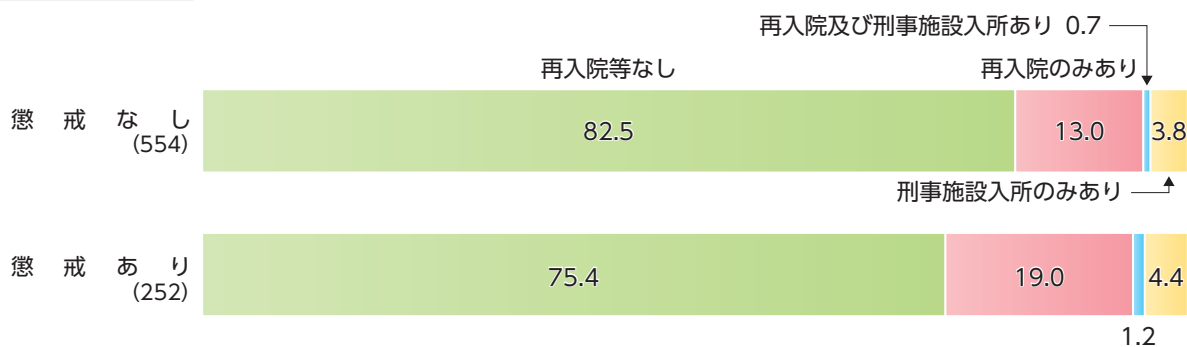
在院中の賞の有無別の再入院等の有無は、3-2-3-10図のとおりである。在院中の賞ありの者では、再入院等なしが8割を超えているのに対し、賞なしの者では、8割に満たなかった。



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( )内は、実人員である。

在院中の懲戒の有無別の再入院等の有無は、3-2-3-11図のとおりである。在院中の懲戒なしの者では、再入院等なしが8割を超えているのに対し、懲戒ありの者では、8割に満たなかった。

3-2-3-11図 再入院等状況別構成比（在院中の懲戒の有無別）

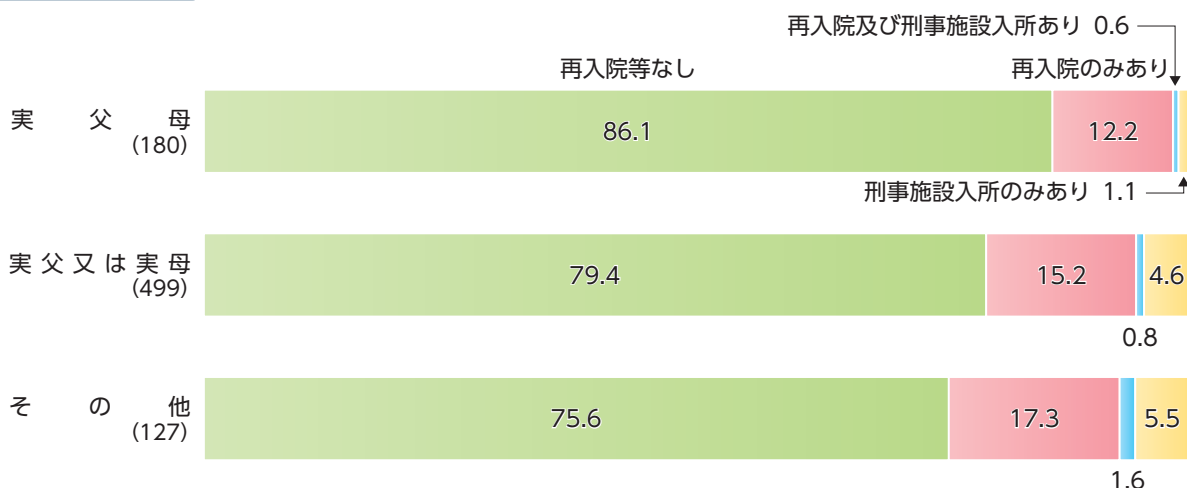


注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( )内は、実人員である。

### エ 少年院出院時の状況別

少年院出院時の引受人別の再入院等の有無は、3-2-3-12図のとおりである。引受人が実父母の者では、再入院等なしが8割を超えているのに対し、実父又は実母では約8割であり、その他では8割に満たなかった。

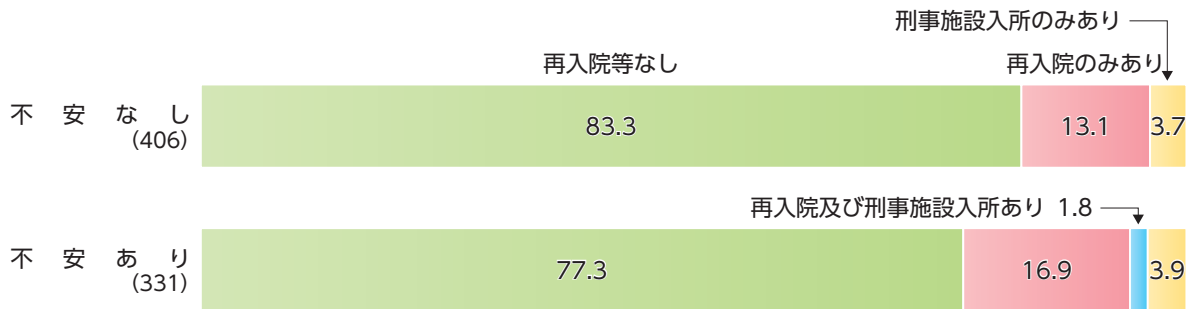
3-2-3-12図 再入院等状況別構成比（引受人別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( )内は、実人員である。

家族生活への不安の有無別の再入院等の有無は、3-2-3-13図のとおりである。家族生活への不安なしと回答した者では、再入院等なしが8割を超えているのに対し、不安ありと回答した者では、8割に満たなかった。

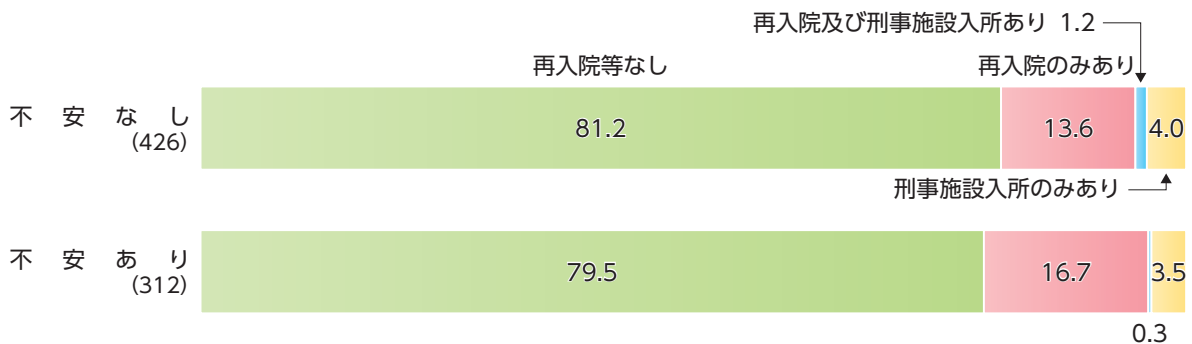
3-2-3-13図 再入院等状況別構成比（家族生活への不安の有無別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( )内は、実人員である。

再非行の不安の有無別の再入院等の有無は、3-2-3-14図のとおりである。再非行の不安なしと回答した者、不安ありと回答した者共に、再入院等なしが約8割であった。

3-2-3-14図 再入院等状況別構成比（再非行の不安の有無別）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( )内は、実人員である。

## (2) 属性等別の再入院者等の累積人員比率

### ア 再入院者の累積人員比率

3-2-3-15図は、調査対象者のうち、再入院した者の累積人員比率（調査対象者に占める、出院から各時点までに再入院した者の累積人員の比率）について、出院からの期間の経過に伴う推移を、男女別、年齢層別、本件非行名別及び初発非行時期別に見たものである。横軸が出院からの期間を示しており、縦軸が、各時点までに再入院した者の累積人員比率を示している。期間の経過に伴い、再入院した者の累積人員が増加するため、累積人員比率は上昇するが、その上昇のペースは群によって、また期間によっても異なっていることが分かる。

男女別に見ると、男子では、再入院した者の累積人員比率は、出院から5か月経過した頃から18か月経過した頃までの間に大幅に上昇し、それ以降も一定の割合で上昇を続けている。一方、女子では、再入院した者の累積人員比率は低いまま、出院から12か月経過した後は横ばいになっている。

年齢層別に見ると、再入院した者の累積人員比率は、出院から5か月経過した頃から一貫して年少少年が最も高く、次いで中間少年、年長少年の順である。年少少年では、再入院した者の累積人員比率は、出院から3か月経過した頃から18か月経過した頃までの間に急激に上昇し、その後はほぼ横ばいであるが、出院から30か月経過した頃から再び上昇している。中間少年では、出院から5か月経過した頃から急激に上昇し、その後も大幅な上昇を続けており、出院から36か月経過した頃ようやく横ばいになっている。年長少年では、再入院した者の累積人員比率は低いまま、出院から14か月経過した頃まで緩やかに上昇した後は横ばいになっている。

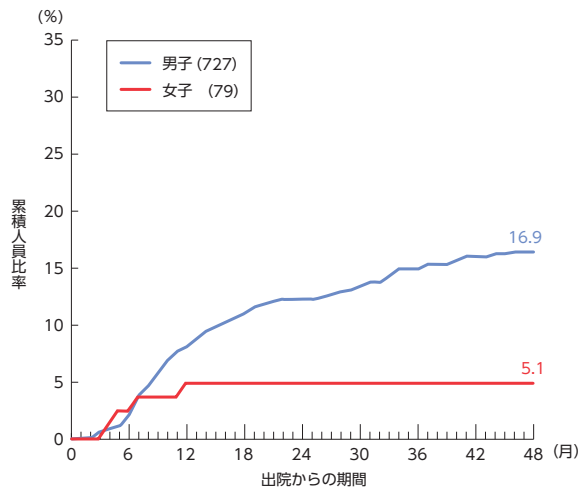
本件非行名別に見ると、再入院した者の累積人員比率は、出院から3か月経過した時から一貫して窃盗が最も高い。窃盗では、再入院した者の累積人員比率は、出院から5か月経過した頃から18か月経過した頃までの間に急激に上昇し、その後も一定の割合で上昇を続けている。傷害・暴行、その他は共に、追跡期間を通じて緩やかに上昇しているが、出院から18か月経過した頃までは上昇の幅がやや大きい。

初発非行時期別に見ると、再入院した者の累積人員比率は、初発非行が中学入学以前の者が一貫して高い。初発非行が中学入学以前の者、中学入学以降の者のどちらも、出院から5、6か月経過した頃から18か月経過した頃までの間は大幅に上昇し、その後も一定の割合で上昇を続けている。

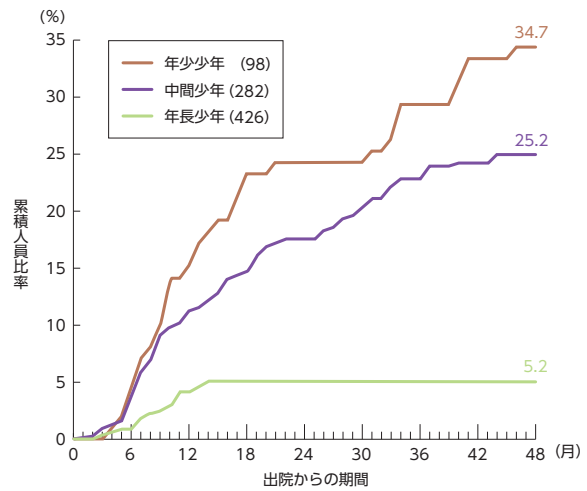


3-2-3-15図 再入院者の累積人員比率（属性等別）

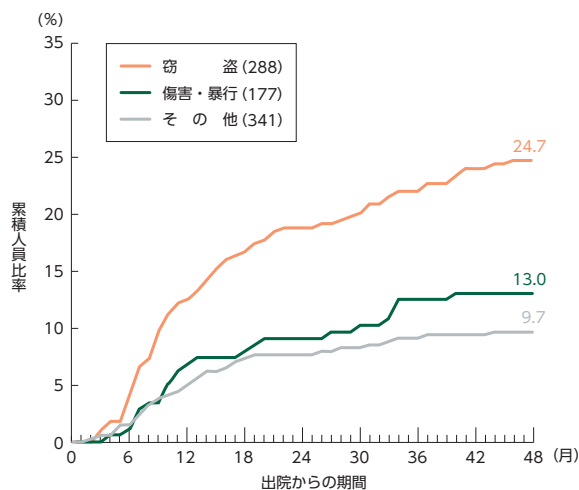
① 男女別



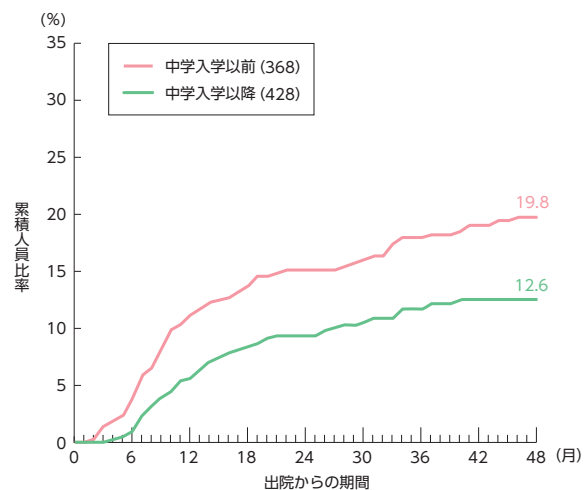
② 年齢層別



③ 本件非行名別



④ 初発非行時期別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「累積人員比率」は、各群の総数に占める、再入院者の累積人員の比率である。  
 3 ③の「本件非行名」は、平成25年1月から同年3月までに出院した少年院に係る少年院送致決定の非行名による。  
 4 ( )内は、実人員である。

イ 刑事施設入所者の累積人員比率

3-2-3-16図は、調査対象者のうち、刑事施設入所した者の累積人員比率について、出院からの期間の経過に伴う推移を、男女別、年齢層別、本件非行名別及び初発非行時期別に見たものである。

男女別に見ると、男子では、刑事施設入所した者の累積人員比率は、出院から16か月経過した頃から一定の割合で上昇している。一方、女子では、刑事施設入所した者は79人のうち1人のみであった。

年齢層別に見ると、刑事施設入所した者の累積人員比率は、年長少年が最も高く、年少少年

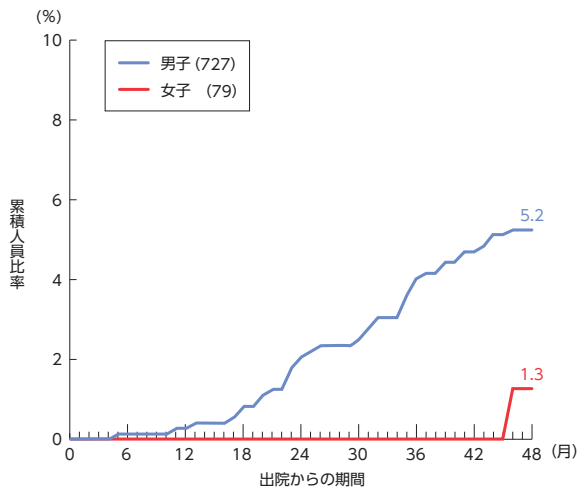
では刑事施設入所した者はいなかった。年長少年では、刑事施設入所した者の累積人員比率は、出院から16か月経過した頃から上昇の幅が大きくなっている。中間少年では、出院から35か月経過した頃から一定の割合で上昇している。

本件非行名別に見ると、刑事施設入所した者の累積人員比率は、出院から24か月頃までは、窃盗、傷害・暴行、その他のいずれも同程度であるが、出院から22か月経過した頃から窃盗が大幅に上昇し始めている。傷害・暴行では、出院から38か月経過した頃から一定の割合で上昇している。

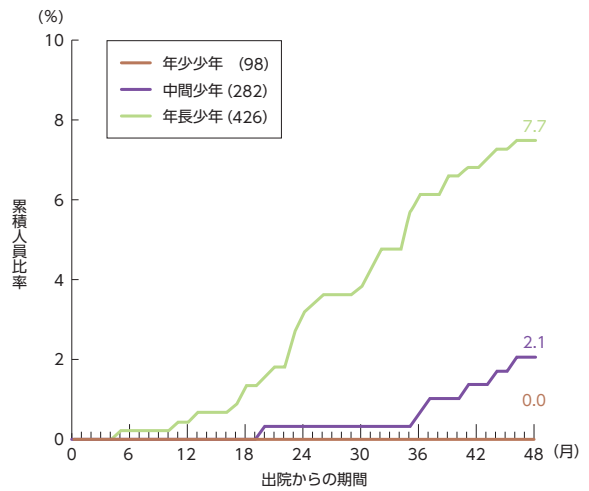
初発非行時期別に見ると、初発非行が中学入学以前の者では、刑事施設入所した者の累積人員比率は、出院から22か月経過した頃から上昇の幅が大きくなっている。一方、初発非行が中学入学以降の者では、刑事施設入所した者の累積人員比率は、出院から25か月経過した頃からほぼ横ばいとなり、36か月経過した頃から再び上昇しているものの、初発非行が中学入学以前の者と比べると累積人員比率は低い水準で推移している。

3-2-3-16図 刑事施設入所者の累積人員比率（属性等別）

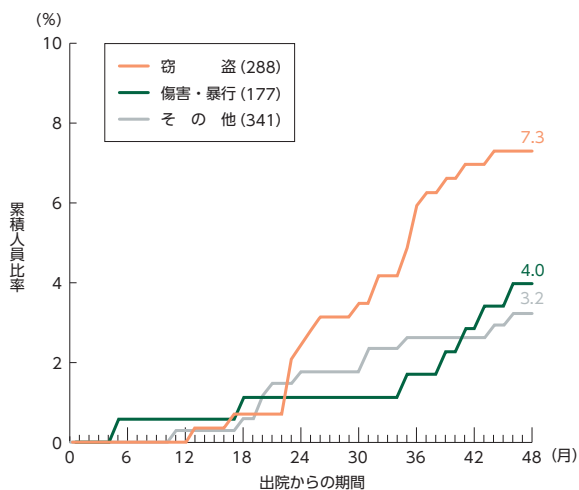
① 男女別



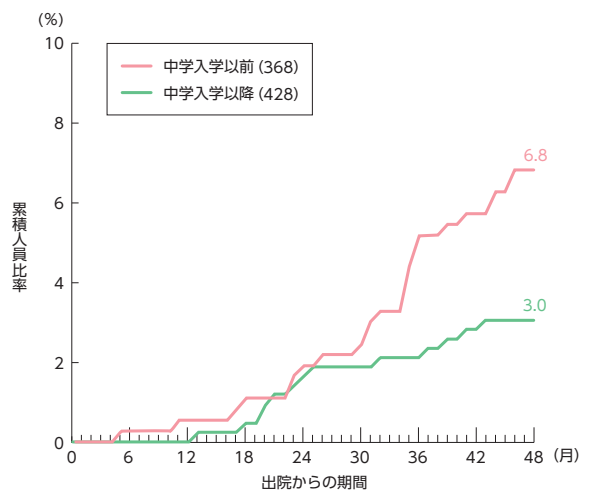
② 年齢層別



③ 本件非行名別



④ 初発非行時期別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「累積人員比率」は、各群の総数に占める、刑事施設入所者の累積人員の比率である。  
 3 ③の「本件非行名」は、平成25年1月から同年3月までに出院した少年院に係る少年院送致決定の非行名による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

ウ 再入院・刑事施設入所者の累積人員比率

3-2-3-17図は、調査対象者のうち、再入院・刑事施設入所者（再入院又は刑事施設入所した者。以下同じ。）の累積人員比率について、出院からの期間の経過に伴う推移を、男女別、年齢層別、本件非行名別及び初発非行時期別に見たものである。

男女別に見ると、男子では、再入院・刑事施設入所者の累積人員比率は、出院から5か月経過した頃から上昇を始め、追跡期間を通じて上昇を続けている。一方、女子では、再入院・刑事施設入所者の累積人員比率は低いまま、出院から12か月経過した後は横ばいになっている。

年齢層別に見ると、再入院・刑事施設入所者の累積人員比率は、出院から5か月経過した頃

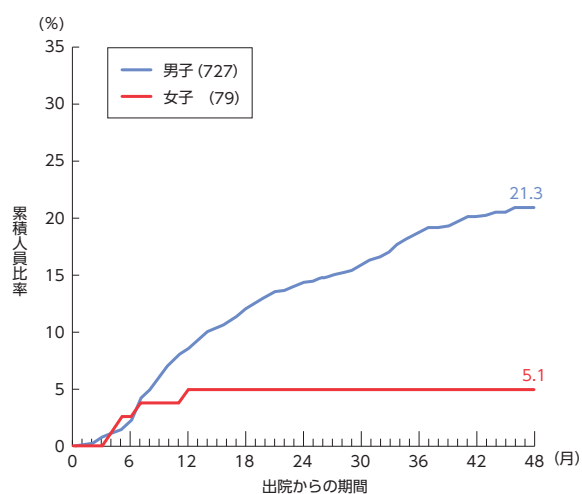
から一貫して年少少年が最も高く、次いで中間少年、年長少年の順である。年少少年では、再入院・刑事施設入所者の累積人員比率は、出院から5か月経過した頃から18か月経過した頃までの間に急激に上昇し、その後はほぼ横ばいであるが、出院から30か月経過した頃から再び上昇している。中間少年では、出院から5か月経過した頃から大幅に上昇を始め、出院から37か月経過した頃にようやく上昇の幅が小さくなっている。年長少年では、再入院・刑事施設入所者の累積人員比率は他の年齢層と比べて低いが、追跡期間を通じて緩やかに上昇している。

本件非行名別に見ると、再入院・刑事施設入所者の累積人員比率は、出院から3か月経過した時から一貫して窃盗が最も高い。窃盗では、再入院・刑事施設入所者の累積人員比率は、出院から5か月経過した頃から12か月経過した頃まで急激に上昇し、その後も大幅な上昇を続けている。傷害・暴行、その他は共に、追跡期間を通じて緩やかに上昇しているが、出院から20か月経過した頃までは上昇の幅がやや大きい。

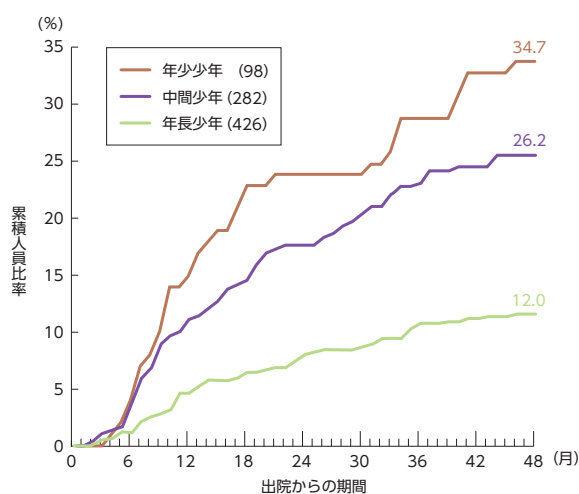
初発非行時期別に見ると、再入院・刑事施設入所者の累積人員比率は、初発非行が中学入学以前の者が一貫して高い。初発非行が中学入学以前の者、中学入学以降の者のどちらも、出院から5、6か月経過した頃から19か月経過した頃までの間は大幅に上昇し、その後も上昇を続けている。初発非行が中学入学以降の者では、次第に累積人員比率の上昇の幅が小さくなっているが、初発非行が中学入学以前の者では、出院から30か月を経過した後にも大幅に上昇している。

3-2-3-17図 再入院・刑事施設入所者の累積人員比率（属性等別）

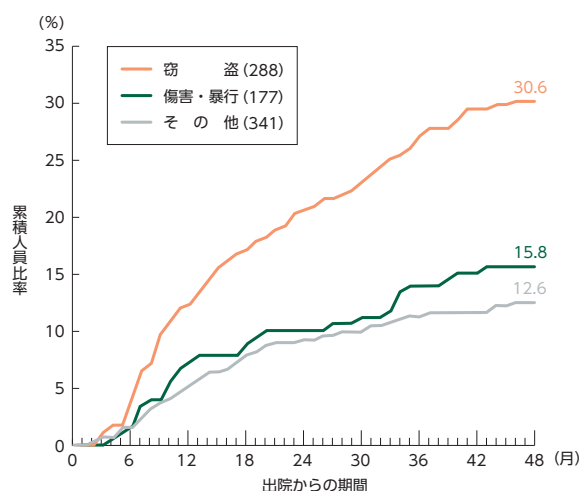
① 男女別



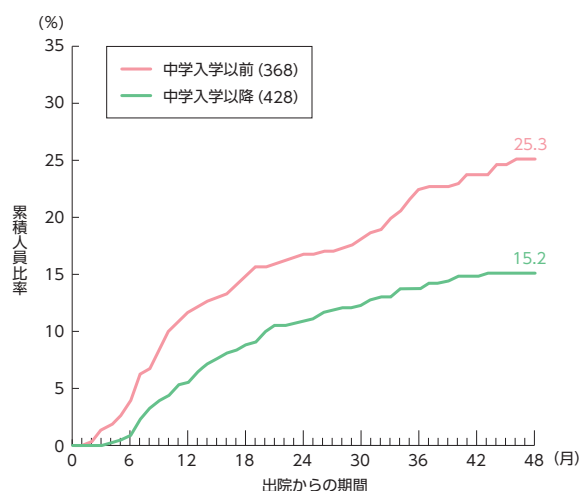
② 年齢層別



③ 本件非行名別



④ 初発非行時期別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「累積人員比率」は、各群の総数に占める、再入院又は刑事施設入所した者の累積人員の比率である。  
 3 ③の「本件非行名」は、平成25年1月から同年3月までに出院した少年院に係る少年院送致決定の非行名による。  
 4 ( )内は、実人員である。

#### 4 再入院・刑事施設入所状況と関連する要因

少年院出院者の再入院・刑事施設入所状況に影響を与える要因を探るため、再入院・刑事施設入所の有無と、前項で示した属性等との関連を分析した。

3-2-4-1表は、属性等別に、再入院・刑事施設入所の有無と $\chi^2$ （カイ二乗）検定の結果を示したものである。 $\chi^2$ 検定とは、クロス集計表の項目（変数）間に何らかの関係があるのかどうかを判定するための検定方法であり、項目間に「関係がない」ことを仮定した上で、検定結果が有意水準を下回った場合には、その仮定（帰無仮説）が棄却され、当該項目間には「何らかの関係がある」と解釈することができる。今回は、有意水準を5% ( $p < .05$ ) として、統計的に

有意な関連が見られるかどうか検討した。

例えば、性別を見ると、男子では、再入院・刑事施設入所なしが572人（78.7%）、再入院・刑事施設入所ありが155人（21.3%）であるのに対して、女子では、再入院・刑事施設入所なしが75人（94.9%）、再入院・刑事施設入所ありが4人（5.1%）である。性別と再入院・刑事施設入所の有無との関係を検討するため、 $\chi^2$  検定を実施したところ、 $p$  値が0.001となり、5%を下回っているため、統計的に有意な関連が認められる。

属性と再入院・刑事施設入所の有無との関連を見ると、「再入院・刑事施設入所なし」の割合が高かったものは、性別では女子、出院時の年齢層では年長少年であった。

本件非行名及び非行歴と再入院・刑事施設入所の有無との関連を見ると、「再入院・刑事施設入所なし」の割合が高かったものは、本件非行名では「その他」、初発非行時期では中学入学以降の者であった。少年鑑別所入所回数、保護観察歴、少年院送致歴については、再入院・刑事施設入所の有無との間に統計的に有意な関連は認められなかった。

少年院在院時の状況と再入院・刑事施設入所の有無との関連を見ると、「再入院・刑事施設入所なし」の割合が高かったものは、在院中の賞の有無について「賞あり」の者、在院中の懲戒の有無について、「懲戒なし」の者であった。処遇区分、在院期間については、再入院・刑事施設入所の有無との間に統計的に有意な関連は認められなかった。

少年院出院時の状況と再入院・刑事施設入所の有無との関連を見ると、「再入院・刑事施設入所なし」の割合が高かったものは、出院時の不安（家族生活）について、「不安なし」の者であった。引受人、出院時の不安（再非行）については、再入院・刑事施設入所の有無との間に統計的に有意な関連は認められなかった。

3-2-4-1表

再入院・刑事施設入所の有無と属性等との $\chi^2$ 検定結果

属性等	区分	再入院・刑事施設 入所なし	再入院・刑事施設 入所あり	$\chi^2$ 値	p値
性別	男子	572 (78.7)	155 (21.3)	11.89	.001
	女子	75 (94.9)	4 (5.1)		
年齢層	少年	64 (65.3)	34 (34.7)	37.60	<.001
	中間少年	208 (73.8)	74 (26.2)		
	長少年	375 (88.0)	51 (12.0)		
本件非行名	窃盗	200 (69.4)	88 (30.6)	33.94	<.001
	傷害・暴行	149 (84.2)	28 (15.8)		
	その他	298 (87.4)	43 (12.6)		
少年鑑別所入所回数	1回	291 (83.1)	59 (16.9)	3.22	.073
	2回以上	356 (78.1)	100 (21.9)		
保護観察歴	なし	289 (79.8)	73 (20.2)	0.08	.777
	あり	358 (80.6)	86 (19.4)		
少年院送致歴	なし	553 (81.3)	127 (18.7)	3.03	.082
	あり	94 (74.6)	32 (25.4)		
初発非行時期	中学入学以前	275 (74.7)	93 (25.3)	12.65	<.001
	中学入学以降	363 (84.8)	65 (15.2)		
処遇区分	短期処遇	163 (80.3)	40 (19.7)	0.00	.993
	長期処遇	484 (80.3)	119 (19.7)		
在院期間	6月以下	160 (80.0)	40 (20.0)	0.75	.689
	12月以下	230 (81.9)	51 (18.1)		
	12月を超える	257 (79.1)	68 (20.9)		
在院中の賞の有無	なし	209 (74.9)	70 (25.1)	7.75	.005
	あり	438 (83.1)	89 (16.9)		
在院中の懲戒の有無	なし	457 (82.5)	97 (17.5)	5.51	.019
	あり	190 (75.4)	62 (24.6)		
引受人	実父母	155 (86.1)	25 (13.9)	5.90	.052
	実父又は実母	396 (79.4)	103 (20.6)		
	その他	96 (75.6)	31 (24.4)		
出院時の不安(家族生活)	不安なし	338 (83.3)	68 (16.7)	4.07	.044
	不安あり	256 (77.3)	75 (22.7)		
出院時の不安(再非行)	不安なし	346 (81.2)	80 (18.8)	0.35	.557
	不安あり	248 (79.5)	64 (20.5)		

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「本件非行名」は、平成25年1月から同年3月までに出院した少年院に係る少年院送致決定の非行名による。  
 3 「処遇区分」は、旧少年院法（昭和23年法律第169号）に基づく処遇区分により、「短期処遇」は、一般短期処遇及び特修短期処遇をいう。  
 4 ( )内は、「再入院・刑事施設入所なし」と「再入院・刑事施設入所あり」の合計に対する比率である。  
 5 p値は、 $\chi^2$ 検定による漸近有意確率である。



**3-2-4-1表**では、属性等の各項目と再入院・刑事施設入所の有無との関連を示したが、属性等の各項目は互いに関連している可能性があり、また、再入院・刑事施設入所状況との関係の強さもそれぞれに異なっていると考えられる。そこで、出院者の再入院・刑事施設入所状況に影響を与える要因について総合的に検討するために、再入院・刑事施設入所の有無を従属変数として、再入院・刑事施設入所状況と有意な関連が認められた7項目（**3-2-4-1表**に示した $\chi^2$ 検定による。）を独立変数として、ロジスティック回帰分析（強制投入法）を行った結果が**3-2-4-2表**である。分析の際には、「再入院・刑事施設入所あり」を0、「再入院・刑事施設入所なし」を1とした。また、独立変数のうち、「出院時年齢層」については「年長少年」を参照カテゴリとして、「本件非行名」については「その他」を参照カテゴリとして、ダミー変数を作成した。

モデルの適合については、尤度比統計量（統計的に有意である場合にモデルの適合が良いと解釈される。）が $\chi^2(9)=86.31$ ,  $p<.001$ , Nagelkerkeの $R^2$ 値（値が1に近いほどモデルの適合が良いと解釈される。）が.241, Hosmer-Lemeshowの検定の結果（統計的に有意でない場合にモデルの適合が良いと解釈される。）は $\chi^2(8)=4.41$ ,  $p=.818$ であり、モデルの適合は良いと考えられる。

ロジスティック回帰分析の結果、「性別（女子）」、「出院時年齢層（年少少年）」、「出院時年齢層（中間少年）」、「本件非行名（窃盗）」、「初発非行の時期（中学入学以降）」、「出院時の不安（家族生活）（不安あり）」の各項目のオッズ比（OR：Odds Ratio）が有意であった。

オッズとは、事象が起こらない確率に対して、事象が起こる確率が何倍であるかを表すものであり、オッズ比は、二つのオッズの比を算出したものである。オッズ比が1より大きい場合（かつ、その95%信頼区間が1をまたいでいない場合）は、その項目に該当すると、事象が起こる確率が高くなり、オッズ比が1より小さい場合（かつ、その95%信頼区間が1をまたいでいない場合）は、その項目に該当すると、事象が起こる確率が低くなる。オッズは、いわばその事象が起こる「見込み」であり、例えば、「性別（女子）」のオッズ比は6.26であるが、これは、男子が「再入院・刑事施設入所なし」になる見込みと女子が「再入院・刑事施設入所なし」になる見込みの比を示しており、女子は男子に比べて、「再入院・刑事施設入所なし」になる見込みが6.26倍である、ということである。

**3-2-4-2表**を見ると、性別が女子であること、初発非行の時期が中学入学以降であることは、「再入院・刑事施設入所なし」になる見込みを上げる要因であり、出院時の年齢層が年長少年であることに比べて、年少少年であることや中間少年であること、また、本件非行名が「その他」であることに比べて、窃盗であること、出院時に家族生活に不安ありとしていることは、「再入

院・刑事施設入所なし」になる見込みを下げる要因であるといえる。

3-2-4-2表

再入院・刑事施設入所の有無に関するロジスティック回帰分析の結果

項 目	B	SE	Wald	OR	95% 信頼区間		p 値
					下限	上限	
性 別 (女 子)	1.83	0.62	8.82	6.26	1.87	20.99	.003
出 院 時 年 齢 層 (年 少 少 年)	-1.39	0.29	23.39	0.25	0.14	0.44	<.001
出 院 時 年 齢 層 (中 間 少 年)	-1.05	0.22	21.67	0.35	0.23	0.55	<.001
本 件 非 行 名 (窃 盗)	-0.77	0.23	11.23	0.46	0.30	0.73	.001
本 件 非 行 名 (傷 害・暴 行)	-0.15	0.29	0.27	0.86	0.49	1.52	.605
初 発 非 行 の 時 期 (中 学 入 学 以 降)	0.44	0.21	4.65	1.56	1.04	2.33	.031
在 院 中 の 賞 の 有 無 (あ り)	0.17	0.21	0.71	1.19	0.79	1.78	.398
在 院 中 の 懲 戒 の 有 無 (あ り)	-0.33	0.22	2.30	0.72	0.47	1.10	.129
出 院 時 の 不 安 (家 族 生 活)	-0.52	0.20	6.68	0.59	0.40	0.88	.010

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「OR」は、オッズ比 (Odds Ratio) である。

3 p 値は、Wald 検定による有意確率である。

4 「再入院・刑事施設入所あり」を0, 「再入院・刑事施設入所なし」を1として分析している。

5 「出院時年齢層」は、「年長少年」を参照カテゴリとしている。

6 「本件非行名」は、平成25年1月から同年3月までに出院した少年院に係る少年院送致決定の非行名により、本件非行名「その他」を参照カテゴリとしている。

## 第3節 まとめ

### 1 少年院出院者の再入院・刑事施設入所状況

少年院出院者について、出院後約4年経過した時点での成行きを調査した結果、調査対象者806人のうち、再入院・刑事施設入所共になかった者が647人（80.3%）であり、再入院等（再入院又は刑事施設入所）していた者が159人（19.7%）、そのうち、再入院していた者は127人（15.8%）であった。

平成29年版犯罪白書によれば、少年院出院者のうち、出院後4年以内（出院年を1年目として、4年目の年末まで）に再入院等した者の割合は20.3%、再入院した者の割合は16.1%（いずれも平成24年出院者）であった。出院後の追跡期間や集計方法は異なるが、今回の成行き調査の結果も同程度の値であり、また、調査対象者の属性を見ても、例年の出院者の特徴とおおむね変わらないことが確認された。

### 2 再入院等までの期間

再入院した者について、出院から再入院までの期間を見ると、平均16.4か月であった。追跡期間中に再入院した者のうち半数が出院後12か月以内に再入院しており、中でも、出院後6か月を超えた頃から再入院する人員が急増していた。刑事施設入所した者について見ると、出院から刑事施設入所までの期間は平均29.7か月であり、追跡期間中に刑事施設入所した者のうち、出院後12か月以内に刑事施設入所した者は5%に過ぎなかった。

出院後の経過期間について検討する際には、出院後に一定期間が経過して出院者が成年年齢に達すると、再犯に及んだとしても、保護処分の対象とはならず刑事処分の対象となることに留意する必要がある。すなわち、出院からの経過期間が長くなるほど、成年年齢に達するものが増えるため、出院から長期間経過してから再入院する者は少ないと考えられる。それに対して、刑事施設入所者の多くは成年年齢に達しているため、刑事施設入所者の多くは出院から一定期間を経てから入所していると考えられる。なお、調査対象者の出院時の平均年齢は17.7歳であることから、出院から2年余り経過した時点が、平均年齢が20歳に達する目安と考えられる。

こうした事情を踏まえても、約4年の追跡期間中に再入院した者のうち半数が出院後1年以内に再入院していること、中でも出院から半年が経過した時点から再入院する者が多いということは特筆すべき特徴である。今回の調査では再非行の時期は明らかになっていないものの、

非行に及んだ者が検挙され、少年院に入院するまでには手続上ある程度の期間を要することを考慮すると、出院後数か月から1年以内の時期に再非行に及んでいる者が一定数いることがうかがえ、出院者の立ち直りを促すためには、出院後間もない時期に集中的な指導監督や社会復帰のための支援を行うことが重要であるといえる。

他方、刑事施設入所については、そもそも刑事施設入所に至る者が少なく、その時期もばらついている。そのため、刑事施設入所を防ぐという観点からは、特定の時期に集中的な指導監督を行うよりも、刑事施設入所のリスクの特に高い者に対象を絞り込み、その者については長期的に指導・支援していくことが、立ち直りを促すためにより効果的である可能性がある。

### 3 再入院・刑事施設入所状況と関連する要因

属性等別に再入院等状況を見たところ、女子、年長少年、本件非行名が窃盗・傷害・暴行以外の者、初発非行時期が中学入学以降の者、在院中に賞を受けた者、懲戒を受けなかった者、出院後の家族生活について不安がない状態で出院した者について、再入院・刑事施設入所していない者の割合が高く、これらの要因と再入院等状況には関連があることが明らかになった。一方、少年鑑別所入所回数、保護観察歴、少年院送致歴、少年院における処遇区分（長期処遇又は短期処遇）、少年院在院期間、出院時の引受人、再非行に対する不安の有無については、再入院等状況との間に統計的に有意な関連は認められなかった。

少年鑑別所入所回数、保護観察歴、少年院送致歴といった保護処分歴等は、一般的に再非行に寄与する要因とされているが、今回の調査結果からは、これらの保護処分歴等と再入院・刑事施設入所との間に統計的に有意な関連は認められず、初発非行の時期という、いわば非行の根深さを反映する指標と再入院・刑事施設入所との間には強い関連が認められた。早発型の者ほど立ち直りが困難であるということを示しており、早発型の者に対しては、特に、非行の初期の段階で重点的に働き掛けを行い、非行の深化を食い止めることの重要性を指摘することができる。

少年院在院中の賞の有無や懲戒の有無については、再入院・刑事施設入所との関連が認められ、少年院において規範遵守の構えを身に付けさせることや、物事に真面目に取り組ませ、その成果を正当に評価することの意義が示唆される。しかしながら、他の要因を含め総合的に検討すると、賞や懲戒の有無が再入院等状況を左右する要因であるとはいえず、例えば、そもそも立ち直りの可能性の高い者が賞を受け、立ち直りの可能性の低い者が懲戒を受けるといった関係にある可能性もあり、今後、賞や懲戒と予後との関係については、更なる検討が必要で

ある。

また、出院後の再非行について不安を感じているかどうかと再入院・刑事施設入所には関連が認められない一方で、出院後の家族関係について不安を感じているかどうかは再入院・刑事施設入所の有無と関連していた。再非行そのものに対する懸念よりも、家族関係に対する懸念の方が再入院等状況と関連しており、出院者にとっての家族関係の重要性を示している。

性別、出院時の年齢層、本件非行名、初発非行時期については、固定的であり、処遇によって変化させることのできない事柄であるため、これらの属性等について見た時に、再入院・刑事施設入所しやすい特徴を有する者に対しては、出院後にもきめ細かな指導・支援を続けていく必要があると考えられる。そこで、属性等別に、再入院・刑事施設入所者の累積人員比率と出院からの期間との関係を見た結果、再入院・刑事施設入所のリスクが高まる時期に一定の傾向があることが示唆され、対象者によっては時期に応じて特に集中的な指導・監督をすることが、再非行・再犯を防ぎ、立ち直りを促す上で有効である可能性がある。

具体的には、男女別では、女子の再入院・刑事施設入所者の累積人員比率は男子よりも低く、出院1年後から横ばいになっていた。出院時年齢は男子で17.7歳、女子で17.5歳と大きな差は認められないことから、女子については男子と比べて早期に非行から離脱すると解釈でき、18歳を過ぎれば非行から離脱して安定した予後を送る可能性が高まると考えられる。

年齢層別では、年少少年の再入院・刑事施設入所者の累積人員比率は他の年齢層と比べて一貫して高く、特に出院半年後から1年半後までの間に急激に上昇し、その後は一旦落ち着くものの、出院から2年半程度経過した頃から再び上昇していた。年少少年に限って、再入院・刑事施設入所時の年齢を見ると、調査期間中に刑事施設入所した者はおらず、再入院した34人のうち、16歳で再入院した者が15人（34人中の44.1%）と最も多く、次いで、18歳が8人（同23.5%）であった。これは、年少少年について、出院直後と出院から2年半程度経過した後に再入院・刑事施設入所者の累積人員比率が上昇することとも一致している。18歳前後は、高校卒業を控えて進路選択を迫られる時期であり、社会的にもある程度の自立が求められる中で、十分に適応できずに再非行に至るというケースも考えられる。以上のことから、年少少年については、出院直後の円滑な社会復帰に向けた支援を手厚く行うことに加え、18歳前後の時期にも、安定した生活を維持できるよう重点的な指導・支援を行うことが有効であろう。一方、中間少年では、再入院・刑事施設入所者の累積人員比率が出院半年後から3年後まで、一貫して上昇を続けており、中間少年については、出院後、成人するまでの長期にわたって、綿密な指導・支援が必要であることが示唆される。



本件非行名別では、本件非行名が窃盗の者では、再入院・刑事施設入所者の累積人員比率は、傷害・暴行やそれ以外の者と比べて一貫して高く、追跡期間を通じて上昇を続けていたが、特に、出院半年後から1年後までの間に急激に上昇していた。本件非行名が窃盗の者については、再非行のリスクが高いことを念頭に指導することが肝要であり、中でも出院直後は、円滑な社会復帰が果たせるよう特に留意すべきである。

さらに、属性等と再入院・刑事施設入所の有無との関連を総合的に検討したところ、再入院・刑事施設入所の有無と関係が強いのは、性別、初発非行の時期、出院時の年齢層、本件非行名、出院後の家族生活に対する不安の有無であった。このうち、出院後の家族生活に対する不安の有無は、それ以外の要因とは異なり、少年院における処遇を含む周囲の働き掛けによって変化する可能性のある要因である。少年院においては、在院者とその家族が物理的に距離を置いた状態で、それまでの家族関係を見つめ直し、新たな家族関係を築く機会を提供することができる。さらに、在院者と家族との間にわだかまりがあるなど、円滑な関わりを持つことが困難な家族にあっては、少年院職員が介入し、家族と在院者の双方に適切な働き掛けを行った上で、通信や面会を重ねることで、少しずつ相互の理解を深めさせ、関係を修復していくといった関わりも可能である。少年院在院中に、こうした点を十分にいかして在院者と家族との関係改善に向けた取組を積極的に行うことが、出院後の立ち直りにつながると考えられる。